

環境省告示第四百十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号八及び二並びに別表第一の二第九号並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和六十二年総理府令第五号）第一条の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり告示し、平成十九年一月一日から適用する。

平成十八年十二月十五日

環境大臣 若林 正俊

一 海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第二号イに掲げるY類物質と同程度に有害である物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物 質	係 数
(1) アジピン酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七又は九のものの混合物に限る。）	一〇

(2)	アジピン酸ジノルマルアルキル（アルキル基の炭素数が六、八又は十のもの の混合物に限る。）	—
(3)	テレフタル酸ジメチルエステル	二五
(4)	フタル酸ジイソデシル	—
(5)	フタル酸ジイソノニル	—

二 海洋環境の保全の見地から令別表第一第三号イに掲げる乙類物質と同程度に有害である物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物 質		係 数
(1)	アクリル酸及びマレイン酸の共重合体のナトリウム塩溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）	○
(2)	塩化カルシウム溶液	○
(3)	硝酸ナトリウム	○
(4)	炭酸カリウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	○

三 海洋環境の保全の見地から有害でない物質は、糖みつ発酵濃縮液とし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、○とする。